

資 料

フランス法研究 3

フランスの電子文書・電子署名法制
——証拠法の情報技術への適合および電子署名に関する
2000年3月13日の法律第230号——

早稲田大学フランス法研究会

(代表 中村紘一)

都 筑 満 雄

白 石 智 則

〔解 説〕

1 はじめに

2 立法の経緯

3 証拠法の情報技術への適合

4 電子署名制度の創設

5 おわりに

〔条文訳〕

〔対訳表〕

〔解 説〕

1 はじめに

フランスでは、政府による情報社会への対応が遅れ、インターネットの普及率も低かった^①。しかし、1997年8月25日のLionel Jospin首相によるウルタン

(1) フランスでは、1980年代にフランス・テレコムによってミニテル (minitel) という情報通信端末が全世界に無料で配布されていたため、ある意味では情報社会への対応が最も進んだ国であった。しかし、かえってこのためにインターネットの普及が遅れたといわれている。ミニテルについては、桜井醇児「フランスの情報通信網ミニテルを見聞して」情報の科学と技術40巻7・8号

での演説、および、これを具体化した1998年1月の「情報社会へのフランスの参入を準備するための政府アクションプログラム (Programme d'action gouvernemental pour préparer l'entrée de la France dans la Société de l'Information (PAGSI))」⁽²⁾ 以降は、この遅れを取り戻すべく、IT関連の政策が相次いで計画・実行されている⁽³⁾。

近年とくに世界的規模での成長が著しい電子商取引についても、ウルタンの演説およびアクションプログラムにおいてその促進が中期的な目標として掲げられ、関連する法制度改革が行われている。本稿で紹介する「証拠法の情報技術への適合および電子署名に関する2000年3月13日の法律第230号」(以下、「2000年法」とする)⁽⁴⁾ および「民法典第1316-4条の適用および電子署名に関

(1990) 519頁以下、長瀬真理「もう一つのフランス」静岡大学情報学研究4号(1998) 162頁を参照。

- (2) この政府活動計画は、「情報社会の発展のための国家の活動」と称するフランス政府のウェブサイト (<http://www.internet.gouv.fr>) で入手することができる。
- (3) フランスのIT政策については、(財)日本情報処理開発協会(JIPDEC)「2000年フランス政府における情報技術政策」(<http://www.icot.or.jp/FTS/Ronbun/IT-France-2000.pdf>) を参照。
- (4) Loi n° 2000-230 du 13 mars 2000 portant adaptation du droit de la preuve aux technologies de l'information et relative à la signature électronique (JO du 14 mars 2000, p. 3968). 2000年法については, François Terré, *Introduction générale au droit*, 8^e éd., Dalloz, 2000, p. 577 et suiv., Alain Bénabent, *Droit civil, Les obligations*, 8^e éd., Montchrestien, p. 86 et suiv., Arnaud Raynouard, *Adaptation du droit de la preuve aux technologies de l'information et à la signature électronique, Répertoire notariat Defrénois* 2000, p. 593 et suiv., Philippe Nataf et James Lightburn, *La loi portant adaptation du droit de la preuve aux technologies de l'information, JCP éd. E.* 2000, p. 836 et suiv., Pierre-Yves Gautier et Xavier Linant de Bellefonds, *De l'écrit électronique et des signatures qui s'y attachent, JCP* 2000, I, 236, Éric A. Caprioli, *La loi française sur la preuve et la signature électroniques dans la perspective européenne, JCP* 2000, I, 224, 弥永真生「電子取引とEU諸国の取組み」ジュリ1183号(2000) 140頁以下, ジャック・マルシアン「海外法務・税務事情 フランス IT関連法の整備を急ぐ」ジェットロセンサー602号(2001) 92頁以下, 池田真朗「海外金融法の動向・フランス」金融法17号(2001) 159頁以下, 滝沢正「紹介・フランス(立法)」比較63号(2002) 213頁以下, 後藤巻則ほか「《特集》フランスの消費者信用法制」クレジット研究28号(2002) 20頁以下を参照。

する2001年3月30日のデクレ第272号」(以下、「2001年デクレ」とする)⁽⁵⁾は、紙媒体を前提とした証拠に関する規定を電子媒体に適合させるとともに電子署名制度を新たに創設するものであり⁽⁶⁾、電子商取引関連立法の第一弾として位置付けられる⁽⁷⁾。

2 立法の経緯

2000年法および2001年デクレは、法務大臣Elisabeth Guigouの委託により Pierre Catala等の学者が作成した、「証拠法の新技术への適合に関する法律の草案」を原案とする。同草案は、コンセイユ・デタによる若干の修正を受け、

(5) Décret n° 2001-272 du 30 mars 2001 pris pour l'application de l'article 1316-4 du Code civil et relatif à la signature électronique (JO du 31 mars 2001, p. 5070). 2001年デクレについては、Isabelle de Lamberterie et Jean-François Blanchette, Le décret du 30 mars 2001 relatif à la signature électronique, *JCP éd. E.* 2001, p. 1269 et suiv., Laurent Jacques, Le décret n° 2001-272 du 30 mars 2001 relatif à la signature électronique, *JCP* 2001, p. 1601 et suiv.を参照。

(6) 注(4)および(5)に掲げる文献のほか、文書概念に関しては、Adel Brahmi, La reconnaissance de la preuve électronique a-t-elle épuisé la question de la dématérialisation?, *Petites affiches* 19 février 2002, N° 36, p. 4 et suiv., Laurent Gamet, L'écrit électronique et le droit français de la preuve, *Revue de la recherche juridique* 2001-2, p. 535 et suiv., 電子署名制度に関しては、Thierry Aballéa, La signature électronique en France, état des lieux et perspectives, *D.* 2001, p. 2835 et suiv., Yves Brulard et Pascal Fernandez, Signature électronique : La réforme aura-t-elle accouché d'une «souris»? , *Petites affiches* 25 octobre 2001, N° 213, p. 8 et suiv., 26 octobre 2001, N° 214, p. 4 et suiv.を参照。

(7) そのほか、電子商取引に関連する法律としては、オークションに関する競売吏の独占権を廃止する「動産任意競売の規制に関する2000年7月10日の法律第642号」、および、プロバイダの民事責任に関する規定を設けた「通信の自由に関する1986年9月30日の法律第1067号を改正する2000年8月1日の法律第719号」が制定されている(これらの法律については、マルシアノ・前掲注(4)93頁以下、白石智則「フランスのオークション法制」比較法学36巻2号(2003)281頁以下、駒田泰土「フランス情報伝達法の改正」コピライト480号(2001)31頁、総務省電気通信利用環境整備室『プロバイダ責任制限法』(第一法規, 2002)250頁以下を参照)。

「証拠法の情報技術への適合および電子署名に関する政府提出法律案」として1999年9月1日に元老院に提出された。同法律案は、2000年2月8日に元老院、同年2月29日に国民議会で可決され、「証拠法の情報技術への適合および電子署名に関する2000年3月13日の法律第230号」として成立する。また、翌年の3月30日には、2000年法の施行規則である2001年デクレも成立している。

ヨーロッパ連合(EU)は、この分野において先行するアメリカに追いつくため、域内市場における電子商取引の発展に不可欠な法制度の整備に着手し、まず、電子商取引の法的インフラの基礎である電子署名に関する指令を公布した。それが、1999年12月13日に採択された「電子署名のための共同体の枠組みに関する指令」(以下、「EU電子署名指令」とする)である⁽⁸⁾。EU電子署名指令は、共同体内に共通の電子署名制度を創設するための枠組みを定めており、同指令の13条は、2001年7月19日までに加盟国が同指令を国内法化することを求めている。電子署名に関する2000年法(民法典1316-4条)および2001年デクレは、この規定に従ってEU電子署名指令を国内法化したものである⁽⁹⁾。

また、2000年法は、1996年の国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)の「電子商取引に関するモデル法」⁽¹⁰⁾、および、当時審議中であったEUの「域内

(8) Directive 1999/93/CE du Parlement européen et du Conseil en date du 13 décembre 1999 sur un cadre communautaire pour les signatures électroniques(*JOCE* L.13, 19 janvier 2000, p. 12).EU電子署名指令については、久保宏之「欧州連合(EU)における電子商取引への取り組み」産法33巻1・2号(1999)184頁以下、米丸恒治「EU電子署名指令」立命268号(1999)276頁以下、パトリック・ヴァン・エッケ〔日高和明訳〕「電子署名—EU」サイバーロー研究会編『サイバースペース法』(日本評論社、2000)205頁以下、弥永・前掲注(4)136頁以下、レンツ・K-F「電子署名指令の翻訳」青法43巻1号(2001)51頁以下を参照。

(9) EU諸国における電子署名法については、弥永・前掲注(4)139頁以下を参照。そのほか、ドイツ(1997年制定、2001年改正)については、米丸恒治「ドイツ流サイバースペース規制」立命255号(1998)141頁以下、同「ドイツ・デジタル署名法と電子認証」立命256号(1998)31頁以下、シグルン・エルバー・ファラー〔本吉邦夫訳〕「ドイツにおける電子法取引および電子署名」公証130号(2001)62頁以下、米丸恒治「ドイツ新電子署名法」立命279号(2001)163頁以下、平田健治「ドイツ電子署名法の改正」阪法51巻5号(2002)31頁以下、イタリア(1997年制定)については、ジョバンニ・ツイカルディ〔米丸恒治訳〕「電子署名—イタリア」サイバーロー研究会・前掲注(8)194頁以下を参照。

(10) 電子商取引に関するモデル法には、データメッセージの法的承認(5条)、

市場における情報社会のサービス、特に電子商取引のいくつかの法的側面に関する指令」（2000年6月8日に採択）（以下、「EU電子商取引指令」とする）⁽¹¹⁾の影響も受けているという⁽¹²⁾。

3 証拠法の情報技術への適合

フランス法において、契約は当事者間の合意のみによって成立するのが原則である（諾成主義）。しかし、例外的に、当事者の熟慮を求めるために証書（acte）の作成を契約の有効要件とする場合⁽¹³⁾と、挙証のために証書の作成を要求する場合⁽¹⁴⁾がある⁽¹⁵⁾。2000年法による民法典の改正は、このうち後者に関

データメッセージによる書面要件の充足（6条）、電子署名の承認（7条）、データメッセージの許容性および証拠力（9条）に関する規定が置かれている。なお、同モデル法については、内田貴「電子商取引と民法」別冊NBL51号（1998）305頁以下、同「電子商取引と法（1）～（4）」NBL600号（1996）38頁以下、601号（1996）17頁以下、602号（1996）32頁以下、603号（1996）28頁以下、円谷峻「電子商取引に関する新たな規律」横国7巻2号（1999）51頁以下を参照。また、2001年7月には、UNCITRALの「電子署名に関するモデル法」が採択されている（八尾晃「UNCITRAL電子署名モデル法について」大阪商業大学論集123号（2002）69頁以下を参照）。

- (11) Directive 2000/31/CE du Parlement européen et du Conseil en date du 8 juin 2000 relative à certains aspects juridiques des services de la société de l'information, et notamment du commerce électronique, dans le marché intérieur (JOCE L178, 17 juillet 2000, p. 1). 同指令については、國生一彦「電子商取引法整備への各国の取組み（上）（中）（下）」NBL697号（2000）33頁以下、698号（2000）43頁以下、699号（2000）52頁以下、米丸恒治「EU情報社会サービス基盤法制とその課題」立命276号（2001）377頁以下、同「EU電子商取引指令」立命278号（2001）224頁以下、ハンス・ユルゲン・アーレンス（中田邦博訳）「電子商取引（インターネット取引）に関するEC指令（上）（下）」NBL715号（2001）26頁以下、719号（2001）65頁以下を参照。
- (12) Exposé des motifs, Projet de loi, Sénat, n° 488 (1998-1999). また、書証に関するフランスの判例法理の展開をふまえた必然的な改正であったとの指摘もある（池田・前掲注（4）163頁）。
- (13) 例えば、贈与（民法典931条）、夫婦財産契約（1394条）、抵当権設定契約（2127条）には公署証書が必要とされる。
- (14) 例えば、契約の目的物がデクレの定める額を超える場合には立証のために証書が要求され、証書の内容に反する事項等について証人による証拠は受理されない（民法典1341条）。この額は現在800ユーロとされている（2001年5月3日

して、証拠として要求される書証 (preuve littérale) に電子文書 (écrit électronique) を含めることを明らかにして、証拠法の情報技術への適合を図るものである。具体的には、新たに書証の定義規定を設け (民法典1316条)、電子文書の証拠上の価値を認め (1316-1条および1316-3条)、書証に関する紛争の解決方法について規律している (1316-2条)。そして、形式的には、証拠方法に関する総則規定である民法典1316条を1315-1条とし、民法典第3編第3章第6節第1款「債務の証明および弁済の証明」に、「総則」と題する第1目を置いて (これまでの第1目から第5目は、第2目から第6目となる)、新たに前述の1316条から1316-3条、および、電子署名に関する1316-4条 (後述) を設けている。また、公署証書に関する1317条、および、片務契約について私署証書の作成を要求する1326条についても電子文書を認めるための改正が行われている。

(1) 書証の定義 (民法典1316条)

民法典1316条は、これまで民法典に置かれていなかった書証の定義規定であり、その媒体および伝達方法がいかなるものであっても文字などの列が書証となることを規定している。証拠法の情報技術への適合という観点からは、本条の創設によって、伝統的な紙媒体の文書だけではなく電子文書も書証に含まれることが明らかにされたことが重要である⁽¹⁶⁾。

(2) 電子文書の証拠上の価値 (民法典1316-1条, 1316-3条)

民法典1316-1条および1316-3条は、1316条によって電子文書が書証として認められることを受けて、その証拠上の価値について規定している。この点について1316-1条は、電子文書の送信者の同一性が正しく確認されること、および、その完全性を保証できる条件に従って文書が作成・保存されることを要件

のデクレ第476号)。これは、自由心証主義に対する1つの例外であり、一定の範囲内において、フランスは法定証拠主義を採用しているものといえる。

(15) 以上については, François Terré, Philippe Simler et Yves Lequette, *Droit civil, Les obligations*, 8^e éd., Dalloz, p. 138 et suiv., Bénabent, *op.cit.* (note 4), p. 71 et suiv., 山口俊夫『フランス債権法』(東大出版会, 1986) 52頁以下, 徳田和幸『フランス民事訴訟法の基礎理論』(信山社, 1994) 129頁以下を参照。

(16) 立法者の意図も主としてこの点にあった (Raynaud, *op.cit.* (note 4), p. 596)。

として、電子文書が紙媒体による文書と同一の証拠として認められることを規定している。また、これらの要件を満たせば、紙媒体による文書と同一の証拠力を有することが1316-3条によって認められている。したがって、証拠法上、電子文書は、紙媒体による文書と完全に同一の扱いを受けるというわけではなく、常にこれらの2要件の充足が要求されているのである。なお、これらの規定は、「総則」に置かれているため、私署証書 (acte privé) にも公署証書 (acte authentique) にも適用されるという⁽¹⁷⁾。

(3) 書証に関する紛争の解決方法（民法典1316-2条）

民法典1316-2条は、異なる内容を有する書証が複数存在する場合において、裁判官は、その媒体が何であっても、もっとも真実らしい証書をあらゆる手段によって決定して、書証についての紛争を解決する旨を規定している。本条において立法者が主として念頭に置いた紛争とは、紙媒体の文書と電子文書との紛争、つまり媒体間の紛争であり、立法者の意図は、紙媒体の文書が電子文書に当然には優先しないことを示すことにあった⁽¹⁸⁾。また、本条は「当事者間に有効な合意がない場合」という要件を設けていることから、証拠についての当事者間の合意は認められるものと解される。

(4) 公署証書の定義（民法典1317条2項）

2000年法は、公署証書の定義に関する民法典1317条に、「公署証書は、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって定められた条件に従って作成かつ保存されるかぎり、電子媒体により作成することができる」とする2項を設けている。私署証書のみならず公署証書も電子文書により作成することを認めた本規定は、2000年法の草案および政府提出法律案の段階では規定されておらず、元老院において追加されたものである。

(5) 片務契約における私署証書（民法典1326条）

民法典1326条は、片務契約が、債務者の署名および「その者の手によって」書かれた数量・金額の記載を含む証書（私署証書）において確認されなければならない旨を定めていた。2000年法は、この「その者の手によって」という部

(17) Raynouard, *op.cit.* (note 4), p. 601.

(18) Raynouard, *op.cit.* (note 4), p. 604.

分を「その者自身によって」という文言に置き換えている。電子文書による私署証書の作成が認められることを明確にするための改正である。

4 電子署名制度の創設

民法典1316-4条および2001年デクレは、電子署名制度を新たに創設する規定である。証書（私署証書または公署証書）の作成については、当事者または公証人による署名が必要とされており、電子署名を認める規定がなければ電子文書を証拠として認める規定も意味をなさない⁽¹⁹⁾。電子署名に関する規定（民法典1316-4条）が電子文書に関する規定（1316条ないし1316-3条）のすぐ後に置かれたのもこのような理由による⁽²⁰⁾。

(1) 署名および電子署名の定義および効力（民法典1316-4条）

民法典1316-4条は、1項において通常の署名について、2項において電子署名について、その定義と効力を規定している

1項によれば、署名 (signature) とは、署名者の同一性を確認するとともに、法律行為から生じる義務に当事者が同意したことを表すという二つの機能を有するものである。署名に言及する規定は民法典にいくつか存在するが（例えば、1318条、1322条、1323条、1324条、1326条など）、これまで署名の一般的な効力を定める規定は設けられていなかった。

2項は、電子署名 (signature électronique) に関する規定であり、その方法および効力を規定している。本条の定義は、技術的に中立であり、特定の技術（例えば、デジタル署名）を前提とはしておらず、将来の技術の進歩に対応することが可能になっている⁽²¹⁾。また、本条は、電子署名が、証書と署名者との結びつきを保証する信頼しうる同一性確認の方式を用いてなされることを求めている。そしてこの方式の信頼性は、コンセイユ・デタの議を経たデクレが定める条件に従って電子署名がなされる場合に推定されるとする。以下で検討する2001年デクレがこの条件を定めている。

(19) Bénabent, *op.cit.* (note 4), p.87 et suiv.

(20) Nataf et Lightburn, *op.cit.* (note 4), p. 837.

(21) *Ibid.*

(2) 電子署名の方式（2001年デクレ）

2001年デクレは、電子署名の方式の信頼性が推定されるための要件について規定している。この2001年デクレは、EU電子署名指令を国内法化するものであり、規定されている要件は同指令の要件にほぼ対応している。その要件とは、電子署名の方式が安全電子署名を用いるものであること（a）、この署名が安全電子署名作成機器により作成されること（b）、および、適格電子証明書を使用して（c）、この署名の検証が行われること（d）である（2001年デクレ2条）。2001年デクレは3条以下においてこれらの要件についての詳細を定めている。

ところで、2001年デクレにおける安全電子署名は、明示されているわけではないが、検証のために電子証明書を利用することから、秘密鍵および公開鍵を使用するデジタル署名方式⁽²²⁾を念頭においているものと考えられる⁽²³⁾。EU電子署名指令についても、この点は同様である。

a 安全電子署名

安全電子署名（signature électronique sécurisée）とは、EU電子署名指令2条2号に規定する先進電子署名（signature électronique avancée）に相当するものである。2001年デクレ1条2号は、安全電子署名とされるための要件として、①電子署名が署名者に固有のものであること、②署名者とその排他的支配のもとで保存することができる手段によって電子署名が作成されること、お

(22) デジタル署名とは、以下の署名方式のことをいう。まず、公開鍵と秘密鍵と呼ばれるペアの暗号鍵（秘密鍵で暗号化したものはその公開鍵でしか復号できない）を作成し、公開鍵を認証機関に登録する。次に、メッセージの送信者は、秘密鍵でメッセージを暗号化して、秘密鍵の保有者が送信者本人であることを保証するために認証機関によって発行された電子証明書を添えて送信する。受信者は、この電子証明書の中から公開鍵を取り出してメッセージを復号することによって本人確認を行う。また、デジタル署名においては、メッセージの内容の完全性を確認するために、「ハッシュ関数」による不可逆の処理を施したメッセージのダイジェスト版が作成される。この場合、送信者はダイジェスト版を秘密鍵で暗号化したものをもとのメッセージとともに送信し、受信者は暗号化されたダイジェスト版を復号するとともに、自らハッシュ関数を用いて、送信されたもとのメッセージのダイジェスト版を作成し、両者を比較してメッセージの内容の完全性を確認するのである。

(23) Lanberterie et Blanchette, *op.cit.* (note 5), p. 1272.

よび、③署名後の証書のあらゆる変更を探知することができるように、署名が付される証書との結びつきを電子署名が保証することという3要件を挙げている。

b 安全電子署名作成機器

電子署名作成機器 (dispositif de création de signature électronique) とは、電子署名作成データ (données de création de signature électronique) (デジタル署名方式でいうところの秘密鍵)⁽²⁴⁾ を利用するためのハードウェアまたはソフトウェアであり (2001年デクレ1条5号)、この電子署名作成機器が安全電子署名作成機器とみなされるためには、その機器が一定の要件を満たし、かつ、これらの要件を満たしていることが首相または特定の機関によって認証されなければならない (3条)。一定の要件としては、電子署名作成データの複製が防止されること、その秘密性が確保されること、署名される証書の内容の改変が防止されること等が定められている (同条I)⁽²⁵⁾。

c 適格電子証明書

電子証明書 (certificat électronique) とは、電子署名検証データ (données de vérification de signature électronique)⁽²⁶⁾ と署名者との結びつきを保証する電子的形式の文書のことであり (2001年デクレ1条9号)、適格電子証明書 (certificat électronique qualifié) とは、2001年デクレ6条に定める要件を満たす電子証明書のことであり (1条10号)。6条は、まずIにおいて適格電子証明書に含まなければならない事項を、次にIIにおいてこれを発行する電子認証サービス提供者 (prestataire de services de certification électronique)⁽²⁷⁾ が満たさなければならない要件を規定している⁽²⁸⁾。

(24) 電子署名作成データとは、秘密暗号鍵などの、電子署名を作成するために署名者が使用する署名者に固有のデータである (2001年デクレ1条4号)。

(25) これらの要件は、EU電子署名指令の付属書Ⅲに挙げられている要件に対応している。

(26) 電子署名検証データとは、公開暗号鍵などの、電子署名を検証するために使用されるデータである (2001年デクレ1条7号)。

(27) 電子認証サービス提供者とは、電子証明書を発行し、または、電子署名に関するその他のサービスを提供するあらゆる者のことである (2001年デクレ1条11号)。

(28) EU電子署名指令2条10号によれば、適格電子証明書とは、付属書Iの要件に合致する証明書であって、かつ付属書IIの要件を充足する認証サービス提供者により発行されるものであり、2001年デクレ6条IおよびIIに定める要件は、このEU電子署名指令の付属書IおよびIIに定める要件に対応している。

具体的には、まず6条Ⅰは、適格電子証明書に含まなければならないデータとして、①電子認証サービス提供者に関する情報（b）、②電子証明書の発行を受ける署名者に関する情報（c）（d）、③電子署名検証データ（e）、④電子証明書の有効期間（f）などを挙げている。また、6条Ⅱは、適格電子証明書を発行する電子認証サービス提供者が満たすべき要件として、電子証明書の発行時、使用時および失効時における個別具体的な義務（例えば、電子証明書の発行時に情報の正確性等を確認すること（n））のほか、一般的かつ横断的な義務（例えば、偽造防止措置を講じること（h））が挙げられている。

なお、この6条が定める要件を満たす電子認証サービス提供者は、産業担当大臣のアレテが指定する機関による認定を受けた機関から適格であるとの認定を受けることができ、この適格認定を受けると、その提供者が6条に定める要件に従っていることが推定される（7条）⁽²⁹⁾。また、9条は、認証サービス提供者による6条の要件の遵守について、情報システム安全局（direction centrale de la sécurité des systèmes d'information）による監督が行われることを規定している⁽³⁰⁾。

d 検証

検証（vérification）は、主としてデジタル署名を念頭においた概念である。デジタル署名において、検証は電子証明書の発行によって行われる。受取人は、この電子証明書の中から電子署名検証データ、すなわち公開鍵を取り出して暗号を復号し、署名者の本人確認を行うことができる。2001年デクレは、検証に関して、すでに検討した適格電子証明書に関する規定（6条）のほか、電子署名検証データを使用するためのハードウェアまたはソフトウェアである電子署名検証機器（dispositif de vérification de signature électronique）の認証についての規定（5条）を置いている。

ところで、2001年デクレによれば、電子署名の方式の信頼性が推定されるための要件として、その署名が安全電子署名作成機器によって作成されることを挙げているが（2条）、電子署名検証機器が認証を受けることは挙げられていない。電子署名検証機器の認証は、あくまでも任意である。この点はEU電子署名指令に由来する⁽³¹⁾。

(29) EU電子署名指令3条2項に対応する規定である。

(30) EU電子署名指令3条3項に対応する規定である。

(31) EU電子署名指令は、安全署名検証についていくつかの推奨事項を定めてい

5 おわりに

2000年法および2001年デクレによるフランスの電子文書・電子署名法制についてはいくつかの問題点が指摘されているが、そのうち最も重要なものは、2001年法による民法典改正が、証拠法に関する規定に限られているという点である。すなわち、電子文書が法律上認められているのは、証拠に関する側面だけであり、契約の有効要件として書面の作成が要求される場合については何らの法的手当てもなされていない。そのため、この場合には、電子文書によって締結された契約は無効になると考えられる。これに対して、2000年法の制定直後に採択されたEU電子商取引指令によれば、加盟国は、契約の締結について適用される法令が電子契約の利用の障碍にならないようにすることが義務づけられている（9条1項）⁽³²⁾。このEU電子商取引指令のフランスにおける国内法化は、その期限である2002年1月17日を過ぎても行われていない。

電子署名制度に関しては、現在の技術水準では2001年デクレが規定する信頼性を推定するための要件を満たすことが非常に困難であるという指摘がなされている⁽³³⁾。例えば、電子署名作成機器が、電子署名作成データの探知を不可能として電子署名のあらゆる偽造を防ぐこと（2001年デクレ3条I第1号b）は、現状では不可能に近いと考えられている。また、これらの要件については、あまりにも複雑であって、とくに迅速性を求められる電子商取引に適しないという指摘もある⁽³⁴⁾。さらに、これらのEU電子署名指令に由来する問題点以外にも、2001年デクレの定めるいくつかの要件がその文言上同指令よりも厳格であることから⁽³⁵⁾、2001年デクレの運用いかんによっては、同指令の要件を満たす

るだけである（付属書IV）。また、同指令3条6項は、「加盟国および委員会が、これらの推奨事項に照らして、かつ消費者の利益のために、電子署名検証機器の開発および利用を促進するために協力する」とだけ規定している。

(32) ただし、EU電子商取引指令9条2項は、①賃借権を除く不動産に対する権利を設定または移転する契約、②裁判所、行政庁または公的権限を行使する職業者の協力が法律上定められている契約、③営業上、取引上または職業上の活動外で人が締結する債務保証契約および担保に関する契約、④家族法または相続法の分野における契約について、1項の規定が適用されない旨を定めている。

(33) Aballéa, *op.cit.* (note 6), p. 2836 et suiv.

(34) Gamet, *op.cit.* (note 6), p. 549.

署名についてフランス法による信頼性の推定を受けられない場合があるという指摘がなされている⁽³⁶⁾。

しかし、以上のような将来的に解決されなければならない問題点を含んでいるとはいえ、電子文書を書証として承認し⁽³⁷⁾、電子署名制度を新たに創設した⁽³⁸⁾2000年法および2001年デクレは、電子商取引の発展に必要な不可欠な法的インフラを整備するものであるという点で大きな意義を有するものである。

(35) 例えば、2001年デクレは、電子署名作成機器が電子署名作成データの秘密性を確保すべきことを定めているが（3条I第1号a）、この点についてEU電子署名指令は一種の手段債務を定めるのみである（付属書Ⅲ第1項a）。また、2001年デクレが、電子署名作成機器が電子署名作成データの探知を不可能として電子署名のあらゆる偽造を防ぐべきことを定めているのに対し（3条I第1号b）、EU電子署名指令は、このことを合理的に保護すべきであると定めるだけである（付属書Ⅲ第1項b）。さらに、認証サービス提供者が満たすべき要件について、2001年デクレが、電子認証を裁判上証明するために必要となりうる電子証明書に関するあらゆる情報を特に期間を限定せずに保存すべきことを定めているのに対し（6条Ⅱk）、EU電子署名指令は、この保存義務を適切な期間に限定している（付属書Ⅱi）。

(36) Brulard et Fernandez, *op.cit.* (note 6), N° 213, p. 14 et suiv.

(37) 契約について、実体法上も証拠法上も多くの場合において書面の作成が必要とされるフランスとは異なり、わが国においては比較法的に例がないほど諾成主義が徹底しているために、書面および署名という形式を電子文書および電子署名により充足させる必要性は少ない。そのため、2001年4月から施行されているわが国の「電子署名及び認証業務に関する法律」は、電子署名に形式的証拠力のみを認めている（3条）。すなわち、民事訴訟法228条4項によって署名または押印があれば紙媒体の私文書が真正に成立することが推定されるように、電子署名の付された電子文書が真正に成立することを推定しているのである。

(38) 一般的に、署名は、名義人の同一性を保証することはできても、文書の内容の完全性まで保証することはできない。暗号技術を使用するデジタル署名は、名義人の同一性のみならず文書の完全性をも確保する機能を果たすものであり、民法典1316-4条も、電子署名の要件として証書の完全性が保証されることを挙げているが、電子署名は、法的には通常の署名に代替するものとしてしか考えられていない。文書の完全性は、電子署名が付されていることから事実上推定されるにすぎないのである。

〔条文訳〕

1 民法典（抄）

第1316条（2000年3月13日の法律第230号）

文字、記号、数字、または、理解可能な意味を有するその他すべての符号もしくは記号の列は、その媒体および伝達方法がいかなるものであっても、書証、すなわち文書による証拠となる。

第1316-1条（2000年3月13日の法律第230号）

電子的形式の文書は、その送信者の同一性を正しく確認することができ、かつ、その完全性を保証できる条件に従って作成かつ保存されるかぎり、紙媒体の文書と同一の証拠として認められる。

第1316-2条（2000年3月13日の法律第230号）

法律が他の原則を定めず、かつ、当事者間に有効な合意がない場合には、裁判官は、その媒体が何であっても、もっとも真実らしい証書をあらゆる手段によって決定して、書証についての紛争を解決する。

第1316-3条（2000年3月13日の法律第230号）

電子媒体の文書は、紙媒体の文書と同一の証拠力を有する。

第1316-4条（2000年3月13日の法律第230号）

①法律行為の完成に必要な署名は、署名者の同一性を確認する。署名は、この法律行為から生じる義務に当事者が同意したことを表す。署名が公署官によってなされる場合には、署名は証書に公署性を付与する。

②署名が電子署名である場合には、その署名は、署名が付される証書との結びつきを保証する信頼しうる同一性確認の方式を用いてなされる。コンセイユ・デタの議を経たデクレによって定められた条件に従って、電子署名がなされ、署名者の同一性が確保され、かつ、証書の完全性が保証される場合には、これに反する証拠がないかぎり、この方法の信頼性が推定される。

第1317条

①公署証書とは、証書が作成された地において文書を作成する権限を有する公署官が、必要とされる厳格な方式に従って受理した証書である。

（2000年3月13日の法律第230号）《②公署証書は、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって定められた条件に従って作成かつ保存されるかぎり、電子媒体により作成することができる。》

第1326条

一方の当事者のみが他方に対してある金額を支払うことまたは代替物を引き渡すことを約する法律行為は、この義務を引き受ける者の署名、ならびに、（2000年3月13日の

法律第230号)《その者自身によって》あらゆる文字および数字により書かれた金額または数量の記載を含む証書において確認されなければならない。差異がある場合には、その私署証書は、あらゆる文字により書かれた金額について効力を生じる。

2 民法典第1316-4条の適用および電子署名に関する 2001年3月30日のデクレ第272号

第1条

本デクレにおいて、次の各号に掲げる用語の意味は当該各号に定めるところによる。

1. 「電子署名」 民法典第1316-4条第2項第1文に定める要件を満たす方式を用いて作成されるデータ
2. 「安全電子署名」 前号の要件のほか、次の要件を満たす電子署名
— 署名者に固有のものであること
— 署名者がその排他的支配のもとで保存することができる手段によって作成されること
— 署名後の証書のあらゆる変更を探知することができるように、署名が付される証書との結びつきを保証すること
3. 「署名者」 自己または自己が代理する自然人もしくは法人のために行動して、電子署名作成機器を使用するあらゆる自然人
4. 「電子署名作成データ」 秘密暗号鍵などの、電子署名を作成するために署名者が使用する署名者に固有のデータ
5. 「電子署名作成機器」 電子署名作成データを利用するためのハードウェアまたはソフトウェア
6. 「安全電子署名作成機器」 第3条Iに定める要件を満たす電子署名作成機器
7. 「電子署名検証データ」 公開暗号鍵などの、電子署名を検証するために使用されるデータ
8. 「電子署名検証機器」 電子署名検証データを利用するためのハードウェアまたはソフトウェア
9. 「電子証明書」 電子署名検証データと署名者との結びつきを保証する電子的形式の文書
10. 「適格電子証明書」 第6条に定める要件を満たす電子証明書
11. 「電子認証サービス提供者」 電子証明書を発行し、または、電子署名に関するその他のサービスを提供するあらゆる者
12. 「電子認証サービス提供者の適格認定」 電子認証サービス提供者が特別な資格要件に従ったサービスを提供していることを、適格認定機関である第三者が証明する行為

第2条

電子署名の方式が安全電子署名作成機器によって作成された安全電子署名を用いるものであり、かつ、この署名の検証が適格電子証明書を使用して行われる場合には、これに反する証拠がないかぎり、この電子署名の方式の信頼性が推定される。

第1章 安全電子署名作成機器

第3条

電子署名作成機器は、Ⅰに定める要件を満たし、かつ、これらの要件を満たすことがⅡに定める条件に従って認証される場合でなければ、安全電子署名作成機器とみなされない。

Ⅰ. 安全電子署名作成機器は、次の要件を満たさなければならない。

1. 適切な技術的手段および手続によって、電子署名作成データが次の要件を満たすことを保証するものであること
 - a) 複製することが不可能であり、かつ、その秘密性が確保されていること
 - b) 探知により、発見することが不可能であり、かつ、その電子署名があらゆる偽造から保護されること
 - c) 署名者により、第三者によるあらゆる使用から十分に保護されること
2. 署名がなされる証書の内容の改変を生じさせず、かつ、署名者が署名以前にその内容を正確に知ることを妨げないこと

Ⅱ. 安全電子署名作成機器は、Ⅰに定める要件を満たすことが次の者により認証されなければならない。

- 1° (2002年4月18日のデクレ第535号)《情報技術製品およびシステムによって提供される安全性の評価および認証に関する2002年4月18日のデクレ第535号に定める条件に従って、首相。適合証明書の発行は公開される。》
- 2° ユーロッパ共同体加盟国がこのために指定する機関

第4条 (2002年4月18日のデクレ第535号)

第3条Ⅱ第1号に定める評価および認証の手続は、情報技術製品およびシステムによって提供される安全性の評価および認証に関する2002年4月18日のデクレ第535号に定める条件に従って行われる。

第2章 電子署名検証機器

第5条

電子署名検証機器は、その調査の後、次の要件を満たす場合には、第4条に定める(2002年4月18日のデクレ第535号)《デクレ》が規定する手続に従って、認証の対象となる。

- a) 使用される電子署名検証データが、機器を使用する「検証者」といわれる者に知らされたものであること

- b) 電子署名の検証の条件が電子署名の正確さの保証を可能にするものであり、かつ、この検証の結果が改変されることなく検証者に知らされること
- c) 検証者が、必要な場合に、署名がなされたデータの内容を確定することができること
- d) 電子署名の検証の際に使用される電子証明書の有効要件および有効期間が検証され、かつ、この検証の結果が改変されることなく検証者に知らされること
- e) 署名者の属性が改変されることなく検証者に知らされること
- f) 仮名が使用される場合には、その使用が検証者に明確に知らされること
- g) 電子署名の検証の条件に影響するあらゆる変更が探知されうること

第3章 適格電子証明書および電子認証サービス提供者

第6条

電子証明書は、Ⅰに列挙する情報を含み、かつ、Ⅱに定める要件を満たす電子認証サービス提供者が発行する場合でなければ、適格電子証明書とみなされない。

Ⅰ. 適格電子証明書は、次の事項を含まなければならない。

- a) その電子証明書が適格電子証明書として発行されることの表示
- b) 電子認証サービス提供者の属性およびその設立国
- c) 署名者の氏名または仮名。仮名の場合、その同一性が確認されなければならない。
- d) 必要な場合には、電子証明書の使用目的に応じた署名者の資格の表示
- e) 電子署名作成データに対応する電子署名検証データ
- f) 電子証明書の有効期間の始期および終期の表示
- g) 電子証明書の同一性確認コード
- h) 電子証明書を発行する電子認証サービス提供者の安全電子署名
- i) 必要な場合には、電子証明書の使用条件、特にこの電子証明書が使用される取引の最高価格

Ⅱ. 電子認証サービス提供者は、次の要件を満たさなければならない。

- a) その提供する電子認証サービスの信頼性を証明すること
- b) 電子証明書の発行を受ける者のために、請求者の電子証明書を調査する年次報告サービスの提供を行うこと
- c) 電子証明書の発行を受ける者が遅滞なく確実にこの電子証明書を取り消すことができるサービスの提供を行うこと
- d) 電子証明書の発行および取消の日時が明確に決定されるように留意すること
- e) 電子認証サービスの提供に必要な知識、経験および資格を有する従業員を雇用すること
- f) 適切な安全手続を行うこと
- g) その行う職務の技術上および暗号通信上の安全性を保証するシステムおよび製品を使用すること

- h) 電子証明書の偽造を防止するのに適したあらゆる措置を講じること
- i) 署名者に電子署名作成データを提供する場合には、作成時におけるこれらのデータの秘密性を保証し、かつ、これらのデータの保存または複製を禁じること
- j) 電子署名作成データと電子署名検証データが同時に提供される場合には、電子署名作成データが電子署名検証データに対応するように留意すること
- k) 電子認証を裁判上証明するために必要となりうる電子証明書に関するあらゆる情報を、場合によっては電子的形式により保存すること
- l) 次のことを保証する電子証明書の保存システムを使用すること
 - データの入力および変更が電子認証サービス提供者により権限を与えられた者のみに留保されていること
 - 電子証明書の名義人の事前の同意がなければ電子証明書が公開されないこと
 - システムの安全性を害するあらゆる変更を探知することができること
- m) 公式の身分証明書の呈示を求めることにより、電子証明書の発行を受ける者の属性およびその者の有する資格を確認し、この属性および資格を証明するために呈示された身分証明書の特徴および出所を記録すること
- n) 電子証明書の発行時において次のことを確認すること
 - 電子証明書が含む情報が正確であること
 - 電子証明書において同一性が確認される署名者が電子証明書に含まれる電子署名検証データに対応する電子署名作成データを保持していること
- o) 電子認証サービス提供契約の締結前に、電子証明書の発行を求める者に対して文書により次のことを知らせること
 - 電子証明書の使用方法および使用条件
 - 第7条に定める電子認証サービス提供者の任意の適格認定手続に服しているか否か
 - 不服申立および紛争解決の方法
- p) 電子証明書を使用する者に対して、その者にとって有用な第0号に定める情報を提供すること

第7条

①第6条に定める要件を満たす電子認証サービス提供者は、適格であるとの認定を求めることができる。

②前項の適格認定は、前項の要件に従っていることを推定するものであり、産業担当大臣のアレテが指定する機関による認定を特別に受けた適格認定機関によって与えられる。この適格認定の前には、同一の適格認定機関による調査が行われる（2002年4月18日のデクレ第535号により一部削除）。

③前項に定める産業担当大臣のアレテは、適格認定機関の認定手続、ならびに、電子認証サービス提供者の調査手続および適格認定手続を決定する。

第8条

次の場合には、ヨーロッパ共同体に属さない国において設立された電子認証サービス提供者が発行する電子証明書は、ヨーロッパ共同体において設立された電子認証サービ

ス提供者が発行する電子証明書と同一の法的価値を有する。

- a) 電子認証サービス提供者が、第6条Ⅱに定める要件を満たし、かつ、上記の1999年12月13日の指令〔電子署名のための共同体の枠組みに関する1999年12月13日付のヨーロッパ議会および閣僚理事会の指令第93号〕の意味において加盟国で認定を受けた場合
- b) 電子認証サービス提供者が発行した電子証明書が、ヨーロッパ共同体内で設立され、かつ、第6条Ⅱに定める要件を満たす電子認証サービス提供者により保証された場合
- c) ヨーロッパ共同体が当事者である協定がその旨を定めた場合

第9条

I. 上記の1990年12月29日の法律〔電気通信の規制に関する1990年12月29日の法律第1170号〕第28条の規定に従って行われる暗号サービスの提供の申請に関して、電子認証サービス提供者は、適格電子証明書の発行を欲する場合には、その旨を明らかにしなければならない。

II. ① I に定める電子認証サービス提供者の監督は、(2002年4月18日のデクレ第535号)《情報システム安全局によって》行われる。

②前項の監督は、第6条に定める要件の遵守を対象とする。監督は、職権により、または、電子認証サービス提供者の業務に関するあらゆる申立に際して、行われる。

③監督により電子認証サービス提供者が前項の要件を満たさなかったことが明らかになったときには、情報システムの安全性を担当する首相の部局は、この監督の結果を公表し、かつ、電子認証サービス提供者が第7条に定める要件に従って適格であると認定された場合には、適格認定機関にその旨を通知をする。

④前項に定める措置が講じられる前には、電子認証サービス提供者に異議申立を認める対審手続が行われなければならない。

第4章 雑 則

第10条

本デクレは、ニュー・カレドニア、仏領ポリネシア、ワリス・エ・フトゥナおよびマイヨットにも適用される。

〔対訳表〕

certificat électronique	電子証明書
certificat électronique qualifié	適格電子証明書
certification électronique	電子認証
clé asymétrique	非対称鍵
clé privée	秘密鍵
clé publique	公開鍵

cryptographie	暗号通信
dispositif de création de signature électronique	電子署名作成機器
dispositif sécurisé de création de signature électronique	安全電子署名作成機器
dispositif de vérification de signature électronique	電子署名検証機器
données de création de signature électronique	電子署名作成データ
données de vérification de signature électronique	電子署名検証データ
écrit	文書
écrit électronique	電子文書
logiciel	ソフトウェア
matériel	ハードウェア
prestataire de services de certification électronique	電子認証サービス提供者
preuve électronique	電子証拠
preuve littérale	書証
preuve par écrit	文書による証拠
signataire	署名者
signature électronique	電子署名
signature électronique sécurisée	安全電子署名
signature numérique	デジタル署名
vérification	検証

付記

本稿は、2002年度早稲田大学特定課題研究助成費（共同研究）（2002B-002）による研究成果の一部である。